

ヒアリング調査の分析（ヒアリング調査結果）

研究代表者	山縣 然太郎	（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究分担者	田宮 菜奈子	（筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野）
研究分担者	武藤 香織	（東京大学医科学研究所 公共政策研究分野）
研究分担者	橋本 有生	（早稲田大学法学学術院）
研究協力者	秋山 有佳	（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座）
研究協力者	山崎 さやか	（健康科学大学 看護学部）

本研究は令和元年に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下ガイドライン）」を発出して1年が経過した時点での身寄りがいない人への対応の実態、ガイドライン活用状況や活用状況を踏まえた改善を検討することを目的とした。ヒアリング調査の結果、「身寄りがいない人」の家族関係の整理と対応方法、患者の預金をおろす等の代理行為や金融機関との連携方法、親族調査の際の個人情報取り扱い方、身寄りがいない人の入院や医療の対応についての役割分担の明確化、ACPの普及啓発が「ガイドライン」を補足する事項として抽出された。

A. 研究目的

A. 研究目的

本研究は令和元年に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下ガイドライン）」を発出して1年が経過した時点での身寄りがいない人への対応の実態、ガイドライン活用状況や活用状況を踏まえた改善を検討することを目的とした。

B. 研究方法

1. 研究内容

身寄りがいない人への対応の実態、ガイドラインの利用および体制整備の状況に関するヒアリング調査を実施した。

2. 対象者

身寄りがいない人の支援に係る各関係機関（医療機関、自治体、社会福祉協議会）。ア

ンケート調査で追加のヒアリング調査へ協力の意思があると回答し、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へ対応するために独自のマニュアルを作成した、または体制整備をした機関を抽出した。

3. 調査実施期間

令和2年3月から令和3年3月

4. ヒアリング調査

ヒアリングガイドを作成し、ヒアリングガイドに沿って調査を実施した。ヒアリングは新型コロナウイルス感染予防のために、対面での調査は実施せずに、Zoom、電話、書面を利用して実施をした。半構造的インタビューを実施し、ヒアリングの内容は逐語録にした。

（倫理的配慮）

調査は山梨大学医学部倫理委員会の承認（2281）を得た。

C. 研究結果

1. ヒアリング調査対象者

ヒアリング調査の対象者は、地域医療支援病院の医療ソーシャルワーカー2名、自治体の成年後見利用促進・高齢福祉担当者1名、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業専門員1名であった。COVID-19感染拡大により、ヒアリング調査の実施が困難な状況があり、当初の計画よりも、ヒアリング調査対象者の数を減らし、Zoom等のツールを活用して実施をした。

2. 結果

ヒアリング調査結果を以下にしめす。

医療機関のヒアリング調査結果：資料 P129-130.

自治体のヒアリング調査結果：資料 P131-132.

社会福祉協議会のヒアリング調査結果：資料 P133

3. 結果の概要

【医療機関】

○独自のマニュアルを作成し、身寄りがいない人を親族がいない人、親族から関わりを拒否されている人、親族が来院できない状況にある人にカテゴリー分けをして、それぞれの対応方法を整理した

○「ガイドライン」で補えない部分としては、救急搬送されてきた生活背景の分からない患者の意思の推定や医療の決定

○「ガイドライン」で補えない部分としては、患者の代理として医療従事者が預金をおろす際の金融機関との対応

○身寄りがいない人の入院や医療についての対応における病院、自治体、各関係機関の役

割分担を示してほしい

○ACPと並行して「ガイドライン」を周知していく必要がある

【自治体】

○「ガイドライン」の中から緊急連絡先に関すること、医療同意の部分を抜粋しまとめたものを、職員に配布し統一した対応をとるようにした

○医療機関から患者の個人情報の問い合わせがあった場合の自治体としての対応を追記した

○「ガイドライン」の内容に不足は感じないが、身寄りがいない人の入院受け入れや「ガイドライン」について医療機関の理解が不足していると感じる

○身寄りがいない人の同意書のサインをすることを自治体に求められる

○医療機関が担うことと、自治体に相談することの役割分担を明確にしてほしい

○ACPを含めて医療機関との連携が必要である

【社会福祉協議会】

○各関係機関との定期的な情報交換会を開催している

○各関係機関へのアプローチが困難であった

D. 考察

「身寄りがいない人」には、全く身寄りがいない人もいれば、親族がいるけれども支援が受けられない状況の人もいる。そのような複雑な家族背景への対応方法を示す必要性が示唆された。また、金融機関との対応において、代理行為がどこまで可能か、また代理行為をする際のフローや注意点、金融機関との連携方法、親族調査の際の個人情報の取り扱い方

等を示す必要も示唆された。

身寄りがいない人の入院や医療の対応についての役割分担の明確化が望まれており、誰が(どの団体が)何を担えるのか役割を検討していく必要がある。

「ガイドライン」とACPとは、車の両輪であるため、「ガイドライン」の周知とともに、ACPの普及啓発を進めていくことが今後の課題のひとつである。

E. 結論

「ガイドライン」を補足する事項として以下を検討する必要が示唆された。

○「身寄りがいない人」の家族関係の整理と対応方法

○患者の預金をおろす代理行為

○金融機関との連携方法

○個人情報保護条例をふまえた親族調査の方法や留意点

○身寄りがいない人の入院や医療の対応についての役割分担の明確化

○国民へのACPの普及啓発

F. 研究発表

篠原亮次, 山縣然太郎. 「医療現場における成年後見制度及び病院における身元保証人の役割等の実態把握研究」報告書の概要とみえてきた課題. 実践 成年後見, 201977: 12-21.

山縣然太郎, 山崎さやか. 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要, 実践成年後見, 2019, (82), 37-44.

山崎さやか. 身寄りがいない人への具体的

対応, 看護, 2019, 71(13), 74-79.

山崎さやか. 身寄りがいない人への対応について看護職が理解しておくべきこと, 看護, 2019, 71(13), 68-73.

山崎さやか. なぜ身元保証が求められるのか, Community care, 2019, 21(14), 56-59.

山縣然太郎, 山崎さやか. 身寄りのない人、意思決定が困難な人への支援~ガイドライン作成の経緯と活用の指針, 地域連携 入退院と在宅支援, 2021, 13(6), 49-52.

山崎さやか, 篠原亮次, 秋山有佳, 山縣然太郎: 医療従事者における成年後見制度の認知と理解の実態, 第78回日本公衆衛生学会総会, 2019年10月25日.

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし